

羽曳野市立青少年児童センター使用許可申請書

令和 年 月 日

羽曳野市教育委員会 様

下記のとおり、施設の使用許可を申請します。なお、使用に際しては、羽曳野市立青少年児童センター条例及び同条例施行規則に基づく規程を遵守します。

記

申請者 (団体にあって は、団体名、団 体の所在地又は 代表者の住所、 代表者名及び電 話番号)	団 体 名				
	住 所				
	氏 名				
	電 話 番 号				
使 用 目 的					
	令和 年 月 日 ()				
使 用 日 時	午前	<input type="checkbox"/> 9時～12時	午後	<input type="checkbox"/> 12時～15時	
	午後	<input type="checkbox"/> 15時～18時	夜間	<input type="checkbox"/> 18時～21時	
使 用 施 設	<input type="checkbox"/> 学習室1 <input type="checkbox"/> 学習室2 <input type="checkbox"/> 学習室3 <input type="checkbox"/> 料理教室 <input type="checkbox"/> 運動広場 <input type="checkbox"/> 体育館				
使 用 人 員	大人()人・青少年児童(大学生以下)()人・計()人 羽曳野市在住、在勤、在学の方()人・それ以外の方()人				
講 師 謝 礼 等	講師謝礼・指導者に対する対価(有・無)				
使 用 器 具 及 び 設 備					
使 用 責 任 者	住 所				
	氏 名				
	電 話 番 号				
※決 裁 伺	館長	受付	使用料		領収印
			施設使用料	円	左記使用料を領収し ました。
			空調調和設備 使用料	円	
			合 計	円	

※1 使用者は使用料を前納する必要があります。

※2 暴力団の利益になる使用は許可しません。また、使用許可後に暴力団の利益になる使用であることが判明したときは、使用許可の取消等を行います。上記理由を確認するため必要がある場合には、条例に基づき所轄の警察署に照会することがあります。

※3 申請人数に対し実際に使用した人数が異なり、使用料に差額が生じる場合の差額は返還しません。